

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

府中市は、母子及び父子家庭自立支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都府中市長

公表日

平成27年8月31日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	母子自立支援給付金の支給に関する事務
事務の概要	<p>・母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの。事務の流れとしては次のとおり。</p> <p>対象となる方から個人番号の記載された申請書を受理する。 住民基本台帳に関する情報は市内在住者は庁内連携により取得する。また、地方税の賦課に関する情報は庁内連携または個人番号を用いて他自治体へ照会する。</p> <p>取得した特定個人情報については、高等職業訓練促進給付金台帳及び自立支援教育訓練給付金台帳に記録する。</p> <p>収集した特定個人情報を基に審査を行い、結果を通知する。 給付金を支給する。</p>
システムの名称	母子家庭等高等職業訓練促進給付管理システム、自立支援教育訓練給付管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、宛名管理システム、共通基盤システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子家庭等高等職業訓練促進給付管理ファイル、自立支援教育訓練給付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の45の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第36条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>< 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
法令上の根拠	<p>(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の26、30、87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19、44条</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の65の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第36条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	府中市子ども家庭部子育て支援課
所属長	子育て支援課長 前澤 恵介
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府中市政策総務部広報課 住所：〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号：042-366-1711
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	府中市子ども家庭部子育て支援課 住所：〒183-8703 府中市宮西町2-24 電話番号：042-335-4100

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

